明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○少年院法施行規則（法務三〇）　一
○少年鑑別所法施行規則（同三一）　一〇
〔告　示〕
○大島拘置支所の特に区別した場所を少年院並びに少年鑑別所に充てる告示の一部を改正する件（法務二六四）　一六
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認の件（厚生労働・環境二）　二〇
○多摩川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局二五二）　三〇
○道路に関する件（北海道開発局八一～八七）　三一
〔官庁報告〕
国家試験
ＣＢＴによる平成二十六年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　三二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
国立研究開発法人森林総合研究所不動産登記の嘱託職員の指定、独立行政法人航空大学校参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出関係　四六
会社その他
会社決算公告　四七

省令

○法務省令第三十号

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、少年院法施行規則を次のように定める。

平成二十七年五月八日

法務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

少年院法施行規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　少年院の運営（第二条―第七条）
第三章　処遇の原則等（第八条―第十二条）
第四章　入院（第十三条―第十五条）
第五章　矯正教育（第十六条―第二十八条）
第六章　保健衛生及び医療（第二十九条―第三十五条）
第七章　物品の貸与等及び自弁（第三十六条―第三十八条）
第八章　金品の取扱い（第三十九条―第四十四条）
第九章　書籍等の閲覧（第四十五条）
第十章　規律及び秩序の維持（第四十六条―第五十条）
第十一章　外部交通（第五十一条―第七十条）
第十二章　賞罰（第七十一条―第七十五条）
第十三章　救済の申出等（第七十六条―第八十三条）
第十四章　仮収容（第八十四条）
第十五章　移送等（第八十五条・第八十六条）
第十六章　収容継続（第八十七条・第八十八条）
第十七章　出院（第八十九条）
第十八章　死亡（第九十条―第九十二条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この規則は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号。以下「法」という。）の規定による委任に基づく事項その他法の施行に必要な事項を定めるものとする。

第二章　少年院の運営

（少年院視察委員会の名称）

第二条　少年院視察委員会（以下「委員会」という。）の名称は、視察委員会という文字にその置かれる少年院の名称を冠したものとする。

（委員長）

第三条　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　委員長は、委員会の会務を総理する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の議事）

第四条　委員会の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。

（委員会の庶務）

第五条　委員会の庶務は、その置かれる少年院の庶務課において処理する。